

## 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サザンクロス定款第5条に規定する役員(理事・監事)(以下【役員等】という。)の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 役員が次ぎの各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償として職員の旅費支給規程の例により、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃(以下「車賃等」という。)及び日当並びに宿泊料を支給する。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動

2 日当は、1日につき6,000円とする。但し、監事が監査業務に従事した場合は、1日につき8,000円とする。

3 宿泊料は、当法人旅費規程により支給する。

(費用弁償の方法)

第3条 役員等の費用弁償の方法等については、当法人の旅費規程の例による。

### 附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。